

第353回県議会 2018.12.17 日本共産党栃木県議団 野村せつ子  
反対討論① 第1号平成30年度一般会計補正予算(2号)、第7号、第9号議案

日本共産党栃木県議団の野村せつ子です。第1号議案、第7号議案、第9号議案に対する反対討論を行います。第1号議案2018年度一般会計補正予算(第2号)は、県有施設等の管理を指定管理者に行わせるため、その契約のための債務負担行為を追加する補正予算です。指定管理制度は、自治体が行う公務の民営化、市場化をすすめる手法の一つで、公共施設の管理・運営を指定する団体・企業にゆだねるものです。公共施設は、住民の福祉を増進する目的で設置されたものであり、その運営は自治体自らが行うことが原則です。ビジネスを目的とした株式会社の参入はなじまないと考えます。また公募によって競争性が強められ、利用者へのサービス低下をまねく管理費、人件費の削減、利用料金等の引き上げが懸念されます。こうした傾向は公募によらない指定管理施設にも影響を及ぼします。すべてを直営にするのは難しいとしても、かつての管理委託制度で認められていた範囲の公共的団体もしくは自治体から出資をうけた法人などを指定すべきです。

つぎに第7号議案は、建設中の新武道館の使用料等を定める条例の一部改正です。料金設定は類似施設である県北体育館を参考にしたとのことですが、大変高額です。さらに問題なのは会場使用料とは別に冷暖房費を徴収することです。流行語にもなった「災害級の暑さ」は今後も続く指摘されているときに、青少年がアマチュア競技で使用する場合でも冷房費を徴収するなど、県の施設として看過できません。類似施設での徴収もやめるべきです。

第9号議案は、栃木県障害者保養センター那珂川苑を廃止するものです。日本共産党は、すでに知事に存続を求める申し入れを行いました。私は利用者から「障害者が心を開いて泊まれるのはここだけ」「よりどころがなくなる」と、存続を求める声を直接聞いてきました。那珂川苑は身体障害者福祉法にもとづく身体障害者福祉センターとして、障害者とその家族が気軽に宿泊、休養し、健康増進と社会参加の促進を図る目的で1983年1月に開設されました。車椅子のまま温泉入浴でき、家族が介助しながらの入浴が可能です。リピーターが多く、毎年定期的に利用してきたグループ、団体もあり、県外からの集客にもつながっています。また特別支援学校の利用も定例化しており、今年度は修学旅行1校、郊外宿泊利用4校が予定されていました。これに代わる施設は県内では見あたりません。

県は廃止の理由を、「民間宿泊施設のバリアフリー化により設置目的を達成しつつある」などと説明しますが、県教育委員会の障害者雇用率の水増し問題に現れたように、障害者の社会参加はまだ保障されているとはいえません。その上、施設の維持に必要な改修費も出しおしめ、老朽化したからといって廃止する。経費節減しか考えていないといわざるを得ないのではないのでしょうか。福祉の心はどこにいったのでしょうか。那珂川苑を廃止することは、東京オリンピック・パラリンピック、いちご一会国体、とちぎ大会を控えた本県にとって重大な損失だということを申し添え、以上、3議案に対する反対討論といたします。

**第353回県議会      2018.12.17      日本共産党栃木県議団 野村せつ子**  
**反対討論③ 追第1号「職員の給与に関する条例等の一部改正」議案**

日本共産党栃木県議団として追第一号議案への反対討論を行います。議案は、人事委員会勧告にそって職員の給与、期末手当を引き上げる等の条例一部改正です。職員の期末手当の増額は勤勉手当として配分され、成果主義が助長される懸念があります。

最大の問題は、知事等特別職の期末手当が引き上げられることです。これに連動して県議の期末手当も同率で0.05月分引き上げられます。特別職や県議の給与は一般職員より相当高額になっており、期末手当を引き上げる理由はありません。12月発表の国民の実質賃金は、3ヶ月連続で減となっています。とても県民の理解が得られるとは思われません。